

DV等の被害者の住所が記載されている戸籍届書（離婚届等）に関する証明書の交付について、配慮を求める申入れができます。

～ 『住民基本台帳法上の支援措置』と併せてご利用ください～

離婚届等の戸籍届書には、連絡先（住所や電話番号等）が記載されています。そのため、住民基本台帳事務における支援措置対象者については、相手方等から戸籍届書に関する記載事項証明書や閲覧の申請があった場合は、被害者の連絡先（住所や電話番号等）にマスキング（該当部分を黒く塗りつぶす等）の処理を施したうえで交付いたします。

相手方とは別住所の状態で上記取扱いを希望する方は、離婚届等を提出する際に、その旨を記載した「申入書」を提出してください。

また、離婚届等の提出後でも、届出書に記載した連絡先（住所や電話番号等）を知られたくない場合は、「申入書」を提出することは可能です。

なお、相手方が届出書に記載した連絡先（住所や電話番号等）を知り得ている場合や戸籍届出書の提出後に住民異動届を提出した場合等は、申入書を提出する必要はありません。

＜戸籍届書の記載事項証明書発行等とは＞

利害関係人（届出人等）は、戸籍法により「特別な事由がある場合」に限り、市町村の受理した戸籍に関する届出書（離婚届、入籍届、出生届、死亡届等）の閲覧及び各届書の写し等の記載事項証明書を申請することができます。

申入書の受付は、下記のとおりです。

受付場所・時間

宇都宮市役所（1階）市民課 戸籍グループ 午前8時30分から午後5時15分まで

※ 地区市民センター・出張所では、受付しておりません。

※ 申入書は、宇都宮市（住所地）だけではなく、届出書の提出地及び本籍地等、どこの自治体でも受付できます。

申請資格

原則、DV等の被害者本人

＜被害者とは＞

- ・ 配偶者暴力防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力の被害者
- ・ ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者
- ・ 児童虐待防止法第2条に規定する被害者
- ・ 上記に準ずる被害者（子・兄弟などの親族、その他の者からの被害）

支援期間

住民基本台帳事務における支援措置申出による支援期間の終了日まで（延長可）

手続きに必要なもの

- ・ 申入書（別紙）
- ・ 住民基本台帳事務における支援措置申出書 確認結果通知書（様式第2号）
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等）

＜問合せ先＞

- ◎ 支援措置・記載事項証明書に関すること
証明グループ ☎ 028-632-2267
- ◎ 戸籍の届書・申入書に関すること
戸籍グループ ☎ 028-632-2270